

## 災害廃棄物の広域処理について

### 1 国の動き

- (1) 「災害廃棄物の広域処理の調整状況について」(平成 24 年 6 月 29 日付環境大臣名)  
広域処理を含めた災害廃棄物のより具体的な全体像を示す全体計画を、今後策定する。
- (2) 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」(平成 24 年 8 月 7 日付環境大臣名)  
災害廃棄物のより具体的な全体像を示す全体計画を、処理工程表として公表した。

#### ア 岩手県の広域処理の調整状況等

- (ア) 可燃物・木くずの広域処理の必要量については、現在調整中の自治体の受入量でカバーできることから、新たな受入先の調整を行わずに、現在、受入調整している量で、目標期間内の処理が実現できる状況である。
- (イ) 漁具・漁網については、全体の見通しが立っていない状況で、調整中の広域処理（神奈川県等）の具体化を図るとともに、新たな受入先との調整を行う。

#### イ 宮城県の広域処理の調整状況等

- (ア) 可燃物については、新たな受入先の調整は行わず、東京都、茨城県などと調整中の広域処理の実現に全力を挙げるとともに、受入実績のある自治体との調整を行う。
- (イ) 木くずについては、調整中の広域処理の具体化を図るとともに、単純焼却でない再生利用の受入先に限定し、近県での処理を優先して、新たな受入先との調整を行う。

### 2 現在の状況

- (1) 可燃物・木くずについては、8 月 7 日に示された処理工程表の中に、神奈川県・3 政令指定都市が受入先に含まれておらず、また、新たな受入先の調整は行わないとしているため、今後要請はないと考えています。
- (2) 岩手県の漁網の受入については、神奈川県が、県の最終処分場（横須賀市芦名）の地元と調整を行っています。